

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 6月 6日現在

機関番号：25403

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2009～2011

課題番号：21530848

研究課題名（和文）アメリカ・NCLB法下における学力テストの実施とそのインパクトに関する総合的研究

研究課題名（英文）A Study on Implementation and Impact of Academic Achievement Tests under the No Child Left Behind Act in America.

研究代表者

赤星 晋作 (AKAHOSHI SHINSAKU)

広島市立大学・国際学部・教授

研究者番号：80175778

研究成果の概要（和文）：

本研究では、アメリカで2002年より施行された「落ちこぼしのない教育法」(No Child Left Behind Act = NCLB法)に基づく学力テストの実施、その結果、成果及び課題等を明らかにしつつ、学力テストの実施が学校教育にどのような影響を与えているのか、主に教育内容と方法、学校の組織と運営という側面から考察している。

研究成果の概要（英文）：

The No Child Left Behind (NCLB) Act was established in early 2002 in America. Under the NCLB, each state must measure every public school student's progress in reading and math through annual testing for all students.

This study examines concretely how the achievement test was implemented and what impact and problems of the test are from the viewpoint of curriculum, teaching method, and school organization and management.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	2,700,000	810,000	3,510,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：NCLB法、学力テスト、学校の民営化、学校と大学の連携、教師教育

1. 研究開始当初の背景

教育の成果は教師の資質能力に大きく依拠すると考え、アメリカを中心にして、有能な教師の養成を目的とする教師教育を研究対象としてきた。

ところでこれらの研究は、効果的な教育という観点から教師あるいは学校を中心に論じてきたものである。しかし、教育の効果的

展開を考える場合、教師個人、さらには学校の側面からだけの考察だけでは限界がある。そこで、教育における学校と地域の連携協力について、その領域で研究と実践の進んでいるアメリカの学校と地域のパートナーシップについて調査研究した。さらに、最近の、特に2001年以降のアメリカの学校教育の状況、また学校教育をめぐる諸改革はどのよう

になっているのかを調査分析した。

こうした一連の研究の流れの中で、2002年1月8日の大統領署名により成立した、「読解」(reading)と「数学」(mathematics)の学力テスト得点により教育のアカウントビリティを追求するNCLB法(No Child Left Behind Act)がアメリカの学校に大きな影響を与えていることが明らかになった。

最近アメリカでは各州、各学区の学力テストの実施とその結果に関する報告書が公表されている。一応の得点向上はみられたと評価しつつも、主に教育内容・方法の分野における影響及び問題点を指摘する論文が多く発表されている。しかし、アメリカの学校教育を調査していくと、その影響は単に教育内容・方法への影響に限定されず学校教育の多様な側面にインパクトを与えている事が明らかとなる。その影響を面的でなく、トータルな視点から、総合的に調査分析していくことが大切である。

我が国においてもNCLB法の内容については幾らかの論文で紹介されているが、その後の成果や課題に関する調査研究はみられない。

2. 研究の目的

アメリカにおいて、2002年9月より「1965年初等中等教育法」(Elementary and Secondary Education Act of 1965)の修正法として成立した「落ちこぼしのない教育法」(No Child Left Behind Act = NCLB法)が施行された。

NCLB法は、人種や社会的階層に関わらず、すべての子どもに学力を保証し学力の底上げを図る包括的な教育法である。そこでは、各州に全公立学校を対象とする州規模のアカウントビリティ・システムを要求する。それは、「読解」(reading)と「数学」(mathematics)における毎年のテストによって評価される。そして州目標に照らし合わせて「年間到達目標」(Adequate Yearly Progress=AYP)が達成されなかった学校は、改善、修正するアクション、州基準を達成するための再建が求められる。

NCLB法施行後数年は多くの州において戸惑いもあり試行錯誤的な動きがみられたが、その後学力テストの内容、実施の方法は大方定着してきた。また、「2年間達成されなかった場合」(2004年)、「3年間達成されなかった場合」(2005年)、「4年間達成されなかった場合」(2006年)、「5年間達成されなかった場合」(2007年)、のそれぞれの措置が実施されている。そして、学力テストの実施、その結果、成果及び課題等が報告されつつある。

本研究では、それらを明らかにしつつ、学力テストの実施が学校教育の多様な側面—

教育内容(教育課程)と方法、学校の組織と運営、学校評価や教員評価、教師の動向(異動)、養成・採用・研修という一連の教師教育、学校と地域の連携の在り方、教育のための非営利組織(NPO)の活動等にどのような影響を与えているのか、学力テストのインパクトを多面的かつ総合的に探り、学力テストの成果と課題、また一方で学力向上に有効な方策について考えていく。

3. 研究の方法

アメリカ・NCLB法下における学力テストの実施とそのインパクトを総合的に探る。

そのためにまず、我が国において関連文献を収集しそれらを分析する。

しかし、現地でしか入手できない資料も多いし、また教育行政担当者、学校(教職員)等へインタビュー調査等も必要である。よって、現地のアメリカを訪問しフィールド・ワークを実施する。その際、文献調査で全国的・全体的な動向は押さえ、より具体的に、よりダイナミックに多様な側面への影響を探るために、複数の特定の学区で事例調査を実施する。複数の州、学区を考えているが、まずペンシルベニア州・フィラデルフィア学区のフィールド・ワークを実施する。フィラデルフィア市を調査対象とするのは、フィラデルフィア市の属するペンシルベニア州はNCLB法成立以前からNCLB法とほぼ同様の内容を州法に規定し、学力テストの実施に関しては先駆的な州だからである。そして、歴史的にも政治、経済、文化の中心地として栄え今日に至っているアメリカの代表的な都市である。また私自身、1994-95年ペンシルベニア大学教育学大学院(Graduate School of Education, University of Pennsylvania)客員研究員以来、フィラデルフィアの学校教育に関して大方の基礎的知識は有している。そして、その成果と課題を探る時、短期間ではそれらを明らかにすることは出来ない。よってプログラムが実施されその成果と課題が報告されるまでには、少なくとも3年間の調査研究期間を要する。

4. 研究成果

(1) NCLB法施行の2002年9月より、学力テストはどのように実施され、それにより学力(テスト得点)はどのように変化してきたのか、また学力テストの課題は何なのか、全国的な調査資料を中心に動向や変容等その全体像を概観した。

そして、特に最終措置である、5年間州設定の「年間到達目標」(Adequate Yearly Progress=AYP)達成されなかった場合の措置(リストラクチャリング(restructuring)、州への学校経営権の委譲、公立学校経営に実績のある民間企業等との契約、チャーター・

スクールへの転換、抜本的な教職員の入れ替え等)について、具体的にどのように実施されているのかを調査した。これは今後アメリカの公立学校に大きな影響をもたらすと考えられるからである。

具体的に探るために、学校運営の民営化において全国で先駆的なペンシルベニア州のフィラデルフィア学区に注目し、どのように州の引き継ぎがなされ学校が民営化されていたのか、また実際どのように民営化が展開されているのかその実態を探った。そして、フィラデルフィア・スタイル (Philly Style) と言われる学校の民営化の成果と課題を明らかにした。

フィラデルフィア学区における学校の民営化は、学校を外部機関にアウトソーシングする際唯一の機関に委託するのではなく、複数の機関いわゆる「多様なプロバイダー」に委託することに特徴を有していた。またそのプロバイダーとして学区 (ORS 等) も含めている。

そして、それは「弱い管理」(thin management) でありプロバイダーにカリキュラムとその実施、教師の職能開発等に関する権限は与えるものの、学区が依然として学校予算、施設設備の管理、教職員人事等に関する権限は維持し全面的に委譲するものではない。

このようなシステムにおける学区と外部機関(民間)の学校(教育)への介入は、公と私(public and private sector)を明確に区分するのではなく、それぞれのプロバイダーの特徴や資源を活用しセクターを横断した「公・私の協働」(public-private collaboration)という新しい関係を生み出している。フィラデルフィア学区の教育の民営化は「公・私ハイブリッド・システム」(public/private hybrid system)とも言われる。

こうした中で第5、第8学年の「読解」と「数学」のテスト得点において、特定のプロバイダーや介入戦略(方法)による差はみられなかった。ただ、フィラデルフィア学区のテスト得点は他学区よりも高い上昇率を示していた。この点を考えるとこのような学校の民営化は、それぞれの学校が刺激を受け、競争的というより協働的な活動をとおして、学力向上に寄与したとも考えられる。むしろそのことを示す明確な根拠はないが、私的プロバイダーからの支援は学区における教育改善の重要な一要因であったということを排除することはできない。

こうして、学区は学校運営とそれに関連するサービスの民間委託を継続・拡大していくのであるが、幾つかの課題は残る。

まず教育効果の問題である。教育効果は極めて複雑でありその成果を測定することは

困難であり、その費用対効果、有効性、公正性の問題は残っている。ランド・エデュケーション (RAND Education) は、フィラデルフィアの事例は「プロバイダー間の競争を押さえた協働的な、また自治の少ない「フィラデルフィア・スタイルの民営化」(privatization Philly style)においてではあるが生徒の学力を促進するための特別に効果的な方法として民営化を支持する根拠は提供していない、と述べている。

また、民営化が進むと公的機関に対するアカウンタビリティは弱まると考えられるが、フィラデルフィア学区が、特に人種差別や経済的貧困により不利な立場に置かれている生徒に対して教育機会とその成果の改善をこの「多様なプロバイダーモデル」の中でどのように保証していくのか、である。

そして、学区がプロバイダーの持つ多様な専門的知識、経験、物的資源、ネットワーク等を利用するために、いかに創造的でフレキシブルであり得るか。そのためには、学区の閉鎖的な官僚制組織から外部と生産的に関わる組織への文化的変革が求められる。また、それは学区だけの問題ではなく、外部の学校運営プロバイダーがフィラデルフィア学区の恵まれない生徒に対して学力を向上させ強力な学校になるための効果的な支持される介入を生み出していくことが大切である。プロバイダーを効果的に活用する学区の能力(取り組み)が重要であると同時に、プロバイダーが彼らの学校で真の改善をしていく能力(取り組み)が重要である。

今後、どのような介入の仕方が違いを生むのか、効果的なのかを探るために、教育の成果を、プロバイダーと学校(学区)の関係、学校改善のアプローチという側面から継続して調査・分析していかなければならない。

(2) 学力テストがどのように実施されているのか、学力テストの内容及びその実施のシステム、成果と課題等を踏まえて、特に学力向上を意図した学校の組織と運営、教育内容・方法、学校と地域の連携、教育のための非営利団体(NPO)の関わり等の側面から具体的対策、手立てを探り、その成果と課題を探った。

そのために、2001年9月フィラデルフィア学区(School District of Philadelphia)により設立された最新の設備を備えた公立学校「ペン・アレキサンダー・スクール」(Penn Alexander School = PAS)の事例分析をした。本校は、ペンシルベニア大学とのパートナーシップ校であり、学力向上等において大きな成果をあげている。

例えば PAS 校では、「落ちこぼしのない教育法」(No Child Left Behind Act = NCLB 法)に基づいてペンシルベニア州の生徒を対象にして実施されるペンシルベニア学校評価

システム (Pennsylvania System of School Assessment = PSSA) における「読解」(reading) と「数学」(mathematics) のテストをみると、第 8 学年の数学における 2005 年から 2008 年の「上級レベル」「習熟レベル」「基礎レベル」「基礎未満レベル」それぞれの変化は、35%→57.6%、37.5%→21.2%、12.5%→9.1%、15%→12.1%となっている。「読解」においてもそれぞれの変化は、30%→63.6%、37.5%→21.2%、17.5%→6.1%、15%→9.1%となっている。そして、すべての学年にこのような傾向は見られ、着実な学力向上がみてとれるのである。

そこで、PAS 校はどのような背景で設立されたのか、そこでの組織運営、教育内容・方法はどうなっているのか、また本校はペン大とのパートナーシップ校であるがペン大は本校とどのような関わりをしているのかを探った。

PAS 校における PSSA のテスト得点、高校進学状況、サイエンス・フェアにおける多くの受賞者の輩出等をみてきたが、学力面での向上は明らかであり学習指導の成果がみてとれる。

またそのような成果は学習面だけではなく生徒指導上にも表れている。例えば PAS 校において停学者数は 26 名 (2003/04) から 12 名 (2007/08) に減少、校内暴力、ドラッグ、武器所持等の問題はほとんどみられない。

これらの成果は多くの要因が複雑に絡み合っていると思われる。生徒の人種構成の割合の変化もみられた。一般的に成績が上位である白人層は増加している。また本校の教師は採用時において力量及び意欲という点において選抜されている。むろん、これらも影響している。しかしそれだけに依るものではない。他の要因が考えられる。

主なものをあげると、まず第 1 にクラスサイズの縮小があげられよう。本校の幼稚園では 1 クラス 17 名、第 1 学年から 8 学年までは 23 名となっている。少人数授業においては、一人ひとりへの丁寧な指導、教授戦略における柔軟性が可能となる。

またカリキュラム開発や教授法に関する研修の充実である。特にペン大の教職員、学生との頻繁な協働活動が注目される。教育の成果は教師の力量に負うところが大きいですが、教師の資質能力の開発は極めて重要である。

これらはペン大とのパートナーシップによる活動であるが、特に大きな要因であると思われる。

さらに校長の学校経営におけるリーダーシップである。目標達成のための経営戦略、ペン大とのパートナーシップ、地域との連携等にみることができる。

こうした学校環境の中で、地域住民も学校が徐々に変化し成果を出していることを認

めつつ、学校への支援、協力も一層積極的になっている。それがさらに学校の教育成果に良い影響を与える。このように正のスパイラルをみることができる。もともと PAS 校は、地域住民・団体との丁寧な協議を重ねつつ設立された学校である。

このように考えてくると、少人数クラス、校長も含めた教師の研修等は、むろん学区の財政は厳しい状況ではあるが、公立学校に対して学区が提供する事項である。PAS 校とペン大とのパートナーシップにみられる程のレベルは困難としても、他の学校にも一層の充実、同様の措置が求められよう。

ところで教育の成果に関して、主に PSSA のテスト得点をみてきたが、さらに全国的に実施されるテラ・ノバ試験 (Terra Nova examination) 等、別の試験での検証も求められる。そしてテスト得点だけではなく、測定しにくいがこれからの社会に特に求められる問題解決能力、批判的思考力、創造力、協働技能等の側面からの評価とその育成を図っていかねばならない。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 2 件)

- ・赤星晋作「学校の民営化と教育格差—フィラデルフィア学区の事例—」『九州教育経営学会紀要』(査読有)第 16 号、2010 年、pp. 23-32。
- ・赤星晋作「学校・大学のパートナーシップと学力—ペン・アレキサンダー・スクール (Penn Alexander School) の事例研究—」『アメリカ教育学会紀要』(査読有)第 22 号、2011 年、pp. 16-28。

[学会発表] (計 1 件)

- ・赤星晋作「学校と大学のパートナーシップ—ペン・アレキサンダー・スクールの事例研究—」アメリカ教育学会、2010 年 9 月 10 日・芝浦工業大学。

[図書] (計 1 件)

- ・赤星晋作「落ちこぼしのない教育法 (NCLB 法)」アメリカ教育学会編『現代アメリカ教育ハンドブック』東信堂、2010 年、p.201。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

赤星 晋作 (AKAHOSHI SHINSAKU)
広島市立大学・国際学部・教授
研究者番号：80175778